

証券コード：4536
平成20年6月3日

株主各位

大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
参天製薬株式会社
代表取締役会長兼CEO 森田隆和

第96期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第96期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討いただき、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ平成20年6月24日（火曜日）午後5時30分までに到着するようご送付いただくか、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evotep.jp/>）より同日午後5時30分までに議決権をご行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成20年6月25日（水曜日）午前10時
2. 場 所 大阪市東淀川区下新庄三丁目9番19号
当社本社ビル5階 センチュリーホール

3. 目的事項

報告事項

1. 第96期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)事業報告、連結計算書類および計算書類報告の件
2. 会計監査人および監査役会の第96期(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

- 第1号議案 剰余金処分の件
 - 第2号議案 取締役7名選任の件
 - 第3号議案 監査役1名選任の件
 - 第4号議案 取締役に對するストック・オプションとして新株予約権を發行する件
 - 第5号議案 執行役員に對するストック・オプションとして新株予約権を發行する件
4. 招集にあたっての決定事項
13頁【議決権の行使等についてのご案内】をご参照ください。

以上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出
くださいますようお願い申し上げます。

株主總會参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場
合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.santen.co.jp/>)に
掲載させていただきます。

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、以下のとおりといたしたく存じます。

期末配当に関する事項

利益配分に関する基本方針

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重要課題と位置付け、資本効率の向上、企業価値増大に寄与する研究開発投資や今後の成長戦略の展開に備えた内部留保等を考慮しつつ、業績に基づく適正な配当を実施してまいります。また、自己株式の取得・消却につきましても適宜検討してまいります。

とりわけ、株主の皆様への配当を継続的かつ安定的に行うために、配当性向とROEを掛け合わせた数値であるDOE (Dividends on Equity: 自己資本^(注)配当率)を配当指標として採用しています。当社としましては、配当による株主還元と資本効率の向上の両方を考慮しながら、2006-2010年度中期経営計画ではDOE 5%を目標としています。

当期の期末配当

当期の期末配当は、以下のとおりといたしたく存じます。

なお、この期末配当をご承認頂きますと、当期のDOEは5.4%に上昇します。これにより中期経営計画の目標であるDOE 5%を前倒して達成することになります。また、当期に、資本効率の向上を図るとともに、株主還元の充実のため、会社法第165条第3項の規定により読み替えて適用される、同法第156条の規定に基づく自己株式の取得を実施しました。取得期間は平成20年2月1日から3月24日で、取得株数は1,833,800株、取得総額は4,800,509,500円でした。

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金40円 総額3,399,118,400円

なお、中間配当金(1株につき40円)を含めました1株当たりの年間配当金は80円となり、前期に比べ15円の増配となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成20年6月26日

(注) 自己資本は、株主資本および評価・換算差額等の合計額です。

第2号議案 取締役7名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、取締役全員が任期満了となりますので、取締役7名の選任をお願いいたしたく存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

は新任候補者であります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
1	森田 隆和 (昭和20年2月10日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和55年11月 社長室長 昭和56年7月 取締役 昭和58年7月 常務取締役 昭和62年7月 専務取締役 平成2年10月 代表取締役社長 平成14年5月 サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長(現任) 平成17年9月 参天製薬(中国)有限公司董事長(現任) 平成18年6月 代表取締役会長兼CEO(現任) (他の法人等の代表状況) サンテン・ホールディングス・ユーエス・インク取締役社長 参天製薬(中国)有限公司董事長	133,400株
2	黒川 明 (昭和27年9月5日生)	昭和52年4月 当社入社 平成9年4月 医薬事業部長室長 平成9年6月 取締役 平成10年6月 医薬事業部副事業部長 平成13年5月 医薬事業部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成18年6月 代表取締役社長兼COO(現任)	6,000株
3	三田 昌宏 (昭和24年11月13日生)	昭和55年4月 当社入社 昭和56年4月 マーケティング室長 昭和58年7月 取締役 平成7年6月 常務取締役(現任) 平成13年5月 経営全般、薬制・渉外担当 平成16年1月 経営全般、社会・環境・薬制担当 平成17年7月 経営全般、薬制担当(現任)	234,000株
4	和賀 克公 (昭和25年4月2日生)	平成6年4月 当社入社 平成7年10月 生産本部副本部長 平成9年6月 取締役(現任) 平成9年6月 生産本部長 平成12年4月 生産物流本部長 平成13年6月 執行役員 平成16年7月 常務執行役員 平成17年7月 社会・環境担当(現任)	2,200株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
5	村松 勲 (昭和14年8月14日生)	昭和59年1月 ファイザー株式会社取締役 第二営業部長 平成3年7月 ブリストルマイヤーズ・スクイブ株式会社代表取締役副社長 医薬品事業担当 平成4年12月 スミスクライン・ピーチャム製薬株式会社代表取締役社長 平成13年4月 グラクソ・スミスクライン株式会社取締役相談役 平成14年4月 有限会社バインクレスト(現 株式会社バインクレスト) 代表取締役 (現任) 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成19年6月 そーせいグループ株式会社社外取締役 (現任)	株
6	古谷 昇 (昭和31年11月13日生)	平成12年6月 株式会社ドリームインキュベータ代表取締役 平成17年4月 有限会社ピークル代表取締役(現任) 平成17年4月 筑波大学大学院ビジネス科学研究科講師 平成17年6月 当社社外取締役(現任) 平成17年6月 コンビ株式会社社外取締役(現任) 平成18年12月 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役 (現任) 平成19年12月 筑波大学大学院客員教授(現任)	株
7	濱本 龍彦 (昭和15年9月9日生)	平成7年6月 川崎製鉄株式会社常勤監査役 平成10年6月 カリフォルニア・スチール社取締役 会長 平成18年5月 株式会社ダイエー社外監査役 平成19年1月 株式会社ジャパンジョブポスティングサービス社外監査役(現任)	株

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者のうち村松 勲、古谷 昇、濱本龍彦の各氏は、社外取締役候補者であります。
3. 社外取締役候補者の選任理由、社外取締役としての独立性および社外取締役との責任限定契約について
(1)社外取締役候補者の選任理由

村松 勲氏につきましては、製薬業界において、長年に渡り経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって3年間であります。

古谷 昇氏につきましては、経営コンサルタントとしての企業経営に関する幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。なお、同氏の当社社外取締役就任期間は、本年定時株主総会終結の時をもって3年間であります。

濱本龍彦氏につきましては、長年に渡り国内外で経営に携わってきたことによる幅広い知識・経験を有しておられることから、社外取締役として適任であり、選任をお願いするものであります。

(2) 社外取締役との責任限定契約について

当社は、社外取締役として有能な適任者を招聘、登用し、経営のより一層の客観性・透明性を確保するために、現行定款第28条において、社外取締役との間で、当社への損害賠償責任を一定の範囲に限定する契約を締結できる旨を定めております。これにより、社外取締役候補者である村松 勲、古谷 昇の両氏と当社との間で、当該責任限定契約を締結しており、両氏の再任が承認された場合、両氏との間の責任限定契約を継続することを予定しております。

また、本議案において社外取締役候補者である濱本龍彦氏の選任が承認された場合には、同氏と当社との間で、当該責任限定契約の締結を予定しております。その契約内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外取締役が任務を怠ったことによって当社に損害賠償責任を負う場合は、会社法第427条第1項の最低責任限度額を限度として、その責任を負う。
- ・上記の責任限定が認められるのは、社外取締役がその責任の原因となった職務の遂行について善意でありかつ重大な過失がないときに限るものとする。

第3号議案 監査役1名選任の件

本年定時株主総会終結の時をもって、監査役水本幸儀氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたく存じます。

なお、本議案の提出につきましては、予め監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴 (当社における地位および担当ならびに他の法人等の代表状況)	所有する 当社株式の数
水本幸儀 (昭和21年4月22日生)	昭和40年3月 当社入社 平成15年4月 企画・業務本部人事グループ 部門人事統括担当マネージャー 平成16年6月 常勤監査役(現任)	1,200株

(注) 監査役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

第4号議案 取締役に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件
会社法第238条等の規定に基づき、ストック・オプションとして新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することおよび会社法第361条の規定に従って、金銭でない報酬として当社取締役に対し割当てる新株予約権の内容につき、ご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の取締役の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の取締役が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の取締役(社外取締役を除く。)

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式87,400株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

874個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の払込みを要しないもの)とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下、「行使価格」という。)に2.(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値(以下、「終値」という。)の平均値(1円未満の端数は切り上げ。)とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値(前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。)を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行(新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。)または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年6月28日から平成30年6月25日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の取締役の地位を有していることを要する。ただし、任期満了等の正当な理由により退任する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

第5号議案 執行役員に対するストック・オプションとして新株予約権を発行する件

会社法第238条等の規定に基づき、以下の要領で当社執行役員に対して新株予約権を無償で発行すること、募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつきご承認をお願いするものであります。

1. 新株予約権を無償で発行する理由

当社の執行役員の報酬と中長期的企業価値創造を直接的に結び付け、当社の執行役員が業績向上に対する意欲や士気を一層高め、企業価値・顧客満足をさらに向上させることを目的として、当社の新株予約権を無償で発行付与するものであります。

2. 新株予約権の内容等

(1) 新株予約権の割当てを受ける者

当社の執行役員

(2) 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式74,300株を上限とする。

なお、新株予約権1個当たりの目的となる普通株式数は100株とし、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果1株未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数 = 調整前株式数 × 無償割当、分割または併合の比率

また、当社は、上記のほか合併、資本減少等を行うことにより株式数の変更を行うことが適切な場合は、当社は必要と認める調整を行うことができるものとする。

(3) 発行する新株予約権の総数

743個を本年定時株主総会の日から1年以内に発行する新株予約権の上限とする。

(ただし、上記2.(2)に従い株式数の調整を行った場合は、同様の調整を行う。)

(4) 新株予約権の払込金額

本年定時株主総会の委任に基づき募集事項の決定をすることができる新株予約権につき、払込金額は無償(新株予約権と引き換えに金銭の払い込みを要しないもの)とする。

(5) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下、「行使価格」という。）に2.(2)に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価格は、新株予約権の割当日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）の大阪証券取引所における当社株式の普通取引の終値（以下、「終値」という。）の平均値（1円未満の端数は切り上げ。）とする。ただし、当該金額が新株予約権の割当日前日の終値（前日に終値がない場合は、それに先立つ直近日の終値。）を下回る場合は、新株予約権の割当日前日の終値とする。

なお、当社が、株式無償割当、株式分割または株式併合を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価格} = \text{調整前行使価格} \times 1 / \text{無償割当、分割または併合の比率}$$

また、割当日後、当社が時価を下回る価額で新株式の発行（新株予約権の行使により新株式を発行する場合を除く。）または自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価格を調整し、調整により生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使金額} = \text{調整前行使金額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{新株式発行前の時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

なお、上記算式中の「既発行株式数」からは、当社が保有する自己株式の数を除くものとし、自己株式の処分を行う場合には、「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」に読み替えるものとする。

さらに、割当日後、当社が資本減少を行う場合等、行使価格の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、諸条件を勘案のうえ、合理的な範囲で行使価格の調整を行うものとする。

(6) 新株予約権を行使することができる期間

平成22年6月28日から平成30年6月25日まで

(7) 新株予約権の行使条件

権利を与えられた者は、新株予約権の行使時において、当社の執行役員の地位を有していることを要する。ただし、正当な理由により退職する限りにおいては、付与された権利を行使することができる。

新株予約権の一部行使は、その目的たる株式の数が当社の1単元の株式数の整数倍となる場合に限り、これを行うことができる。

新株予約権者が死亡した場合、相続人がその権利を行使することができる。その他の細目については、本年定時株主総会および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する「新株予約権付与契約」に定めるところによる。

(8) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金の額

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げる。

新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記記載の資本金等増加限度額から上記に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

(9) 新株予約権の取得事由

当社が消滅会社となる合併契約または当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画が株主総会または取締役会で承認されたときは、当社取締役会が別途決定する日において、新株予約権を無償で取得することができる。

新株予約権者が権利行使をする前に、上記2.(7)に規定する条件に該当しなくなったため新株予約権を行使できなかった場合、当社取締役会が別途決定する日において、当該新株予約権を無償で取得することができる。

(10) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとする。

(11) 端数の取扱い

新株予約権を行使した新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

以 上

【議決権の行使等についてのご案内】

1. 書面ならびにインターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
書面とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
2. インターネットによる議決権行使が重複してなされた場合の取扱い
インターネットにより複数回数にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。また、パソコンと携帯電話で重複して議決権を行使された場合も、最後に行使された内容を有効として取り扱わせていただきます。
3. インターネットによる議決権行使のご案内
インターネットにより議決権を行使される場合は、下記事項をご確認のうえ、行使していただきますようお願い申し上げます。
なお、当日ご出席の場合は、書面（議決権行使書）またはインターネットによる議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

(1) 議決権行使サイトについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは携帯電話（iモード、EZweb、Yahoo!ケータイ）から、当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）にアクセスしていただくことによつてのみ実施可能です（ただし、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止させていただきます。）。

「iモード」は株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ、「EZweb」はKDDI株式会社、「Yahoo!」は米国Yahoo! Inc.の商標または登録商標です。

パソコンによる議決権行使は、インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

携帯電話による議決権行使は、iモード、EZweb、Yahoo!ケータイのいずれかのサービスをご利用ください。また、セキュリティ確保のため、暗号化通信（SSL通信）および携帯電話情報送信が不可能な機種には対応しておりません。

インターネットによる議決権行使は、平成20年6月24日（火曜日）の午後5時30分まで受付いたしますが、お早めに行使していただき、ご不明な点等がございましたら下記ヘルプデスクへお問い合わせください。

(2) インターネットによる議決権行使方法について

当社の指定する議決権行使サイト（<http://www.evote.jp/>）において、議決権行使書用紙に記載された「ログインID」および「仮パスワード」をご利用いただき、画面の案内に従って賛否をご入力ください。

株主様以外の方による不正アクセス（“なりすまし”）や議決権行使内容の改ざんを防止するため、ご利用の株主様には、議決権行使サイト上で「仮パスワード」の変更をお願いすることになりますのでご了承ください。

株主総会の招集の都度、新しい「ログインID」および「仮パスワード」をご通知いたします。

(3) 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（ダイヤルアップ接続料金・電話料金等）は、株主様のご負担となります。また、携帯電話をご利用の場合は、パケット通信料・その他携帯電話利用による料金が必要になりますが、これらの料金も株主様のご負担となりますのでご了承ください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

電話 0120-173-027（受付時間 9:00～21:00、通話料無料）

4. 議決権電子行使プラットフォームについて

管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた場合には、当社株主総会におけるインターネット等による議決権行使の方法として、上記3のインターネットによる議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用頂くことができます。

以上

定時株主総会会場ご案内図

会 場 大阪市東淀川区下新庄三丁目 9 番19号

当社本社ビル5階 センチュリーホール

阪急千里線下新庄駅徒歩5分
市バス東淀川郵便局前徒歩5分

